

No.182  
2019  
3/8



# はちおうじ

JR東労組  
八王子地本  
八王子地本  
ホームページ  
「東労組八王子」で検索



## 八地申第27号 テレワークの導入及びフレックスタイム制の改定に関する申し入れ 賃金不払い労働の温床にさせてはならない!

JR東日本ではグループ経営構想「2027」において「業務改革による生産性向上」を掲げており、より柔軟な働き方を可能として2019年3月16日よりテレワークの導入、4月1日よりフレックスタイム制の改定について実施することが示されています。

これまで企画部門での超過勤務の縮減に向けた問題意識を労使で認識一致を図り、取り組んできましたが、超過勤務の高止まり傾向が続いています。特に今施策の導入にあたっては、労働者側の裁量が増えることで賃金不払い労働の助長や休憩時間の未取得が懸念されます。柔軟な働き方は確保しつつも労働時間管理を徹底するために管理者と労働者間での意思疎通や管理監督が重要となってきます。

したがって、下記の通り申し入れを行ない、真摯に議論していきます。

### 【共通】

1. テレワークの導入、フレックスタイム制の改定が行われる目的及び効果と課題を明らかにすること。

### 【テレワークの導入】

2. テレワークの導入が行われる職場を明らかにすること。
3. リモートアクセス端末及び持ち出し端末の配置計画、配置数、運用方法について明らかにすること。
4. 始終業時は管理者と連絡を取り、休憩時間の報告を行うなど運用方法を厳格に定め、管理者及び社員への教育訓練を徹底すること。
5. 不払い労働の撲滅を図るために、パソコンのログ管理を行うこと。

### 【フレックスタイム制の改定】

6. 休憩時間の開始終了時には打刻を行い、休憩時間確保の徹底を行うこと。
7. 休憩時間がこれまでよりも社員個々で異なることから、休憩できるスペースを支社ビル内の各部に設けること。

**柔軟な働き方＝労働強化にさせてはならない！  
働きがいある職場・制度を私たちの手で創り出そう!!**

